

福井市防火委員会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は福井市防火委員会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、福井市和田東2丁目2207番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、市民が相互に防火思想の高揚を図り、火災に強いまちづくりを推進し、もって防災秩序を確立して市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 自主防火思想の普及広報
- (2) 住民の防災組織づくりの啓蒙
- (3) 火災に強いまちづくりの促進
- (4) 防火関係法令の研究
- (5) 自主防火に必要な資料の収集、研さん
- (6) 防火及び消火施設の整備促進の協力
- (7) 防火管理、危険物保安管理の強化促進
- (8) 少年消防クラブ、女性防火クラブ等の育成
- (9) 防火関係機関等の連絡協調
- (10) 応急救護の普及啓発
- (11) 前各号のほか本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 組 織

(組織)

第5条 本会は、福井市に居住する住民各世帯、防火対象物（消防法第8条に定める防火対象物、以下同じ。）及びこれに準ずる防火対象物の関係者並びに各種団体等の代表者等をもって会員とし、別に定めるところにより組織する。

2 本会には、役員会の議決により支部を置くことができる。

3 支部の規約は別に定める。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、役員会に諮り会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、本会の運営に関して建議する

ことができる。

(参与)

第7条 本会に参与を置く。

2 参与は、役員会において推せんした者を、会長が委嘱する。

3 参与は、本会の事業に参与する。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 100名以内
- (5) 監事 2名

2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第9条 会長は、総会において役員の中から選任する。

2 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は、本会を代表し会務を総理する。

(副会長)

第10条 副会長は、会員の中から役員会において推せんした者を会長が委嘱する。

2 副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代行する。

(理事)

第11条 理事は、会員及び防災、学識経験者から会長が選任し委嘱する。

2 理事の任期は、2年とし、地区代表理事にあっては、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 理事は、役員会に出席して、重要会務を議決し諸事案の対策推進にあたる。

4 常任理事は、理事の中から選任した者をもってあてる。

5 常任理事は、会長を補佐し会務を掌理する。

(監事)

第12条 監事は、会員の中から会長が選任し委嘱する。

2 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 監事は、会計及び事務執行の状況を監査する。
- 4 監事は、役員会に参画し諸事案の対策推進にあたる。

(代議員)

第13条 本会に、代議員250名以内を置く。

- 2 代議員は、会員の中から役員会において推せんした者を会長が委嘱する。
- 3 代議員の任期は、2年とし、地区代表代議員にあつては1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 代議員は、地区、職域の会員を代表して総会に参画するものとする。

(補欠)

第14条 会長の補欠は、役員会に諮り選任し、その結果を次の総会において報告するものとする。

- 2 副会長、理事、監事の補欠は会長が選任し委嘱する。

(職員)

第15条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務職員 若干名
 - (2) 幹事 若干名
- 2 事務職員は、会長が任免する。
 - 3 幹事は、会長が選任し委嘱する。
 - 4 事務職員は、常任理事の指揮監督を受け本会の事務を処理する。
 - 5 事務職員は、会長の定めるところによる報酬を受けて会務に従事する。

第4章 会 議

(会議)

第16条 会議は、総会、役員会の2種とし、会長が召集する。

(議長)

第17条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第18条 総会は、役員並びに代議員をもって構成し、毎年1回以上召集する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 予算及び決算に関する事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) 会則に関する事項
 - (4) その他、会長が必要と認める事項

(役員会)

第19条 役員会は、必要によりこれを召集し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案事項
- (2) 事業計画の実施、運営に関する事項
- (3) 総会を召集するいとまのないと認めた場合の重要事案に関する事項
- (4) その他、会長が必要と認める事項
(議事)

第20条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを採決するものとする。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、会議を開催することが難しい場合は、議案の概要を記載した書面を役員又は代議員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決とすることができる。
(議決権)

第21条 役員及び代議員は会議にあたり、代理人の出席をもって議決

権を行使することができる。

(事業費)

第22条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費の拠出)

第23条 本会の会費は、別に定める額により毎年4月に拠出する。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。経費に余剰を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(委任)

第25条 この会則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本会則は、昭和26年3月2日より施行する。

附 則

本会則は、昭和47年3月1日より施行する。

附 則

本会則は、昭和56年3月11日より施行する。

附 則

本会則は、昭和58年4月1日より施行する。

附 則

本会則は、平成3年6月28日より施行する。

附 則

本会則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

本会則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

本会則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

本会則は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

本会則は、令和4年4月1日より施行する。